

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年七月七日奈良県指令郡土第四一―一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年二月三日郡土第五五五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年二月三日郡土第一七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町一五八番一、一五八番五、一五八番六、一五八番七及び一五八番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市元町一丁目八番九号

株式会社丸一商事 代表取締役 中畑成稔

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町一五八番一

下水道 生駒市壱分町一五八番一の一部